

ペレットストーブ・薪ストーブ購入設置に

5万円を助成します!

窓口は、
福島県木材協同組合連合会

福島県木材協同組合連合会では、ペレットストーブ、薪ストーブの導入費用の助成希望者を募集します。



木質ペレット：おが粉などを圧縮成型して作る固形燃料



薪



補助額・台数

ペレット・薪ストーブ1台に 5万円 補助台数 100台

※薪ストーブは二次燃焼構造を有するものに限りです。

※申請が補助台数を上回った場合、抽選により決定する場合があります。

募集期間

令和3年6月1日(火) から令和4年2月28日(月)まで

※期間内でも補助台数に達した日で募集を締め切ります。

申請資格 以下の全てをみたすこと

- (1) 福島県内に住所を有し居住している者、又は福島県内で主に活動する事業者や団体であること
- (2) 購入するストーブは、ペレットストーブ又は薪ストーブであること
- (3) 使用場所は福島県内とし、個人の場合はその住居とし、事業者や団体の場合は、主たる活動拠点施設(本店、支店、営業所等)とする
- (4) **令和3年4月1日以降に(2)を購入設置していること**
- (5) (2)の購入に要した経費が、本体価格、付属器機及び設置経費に係る費用を含めて総額が5万円を超えていること

申請書類・募集要領

福島県木材協同組合連合会ホームページから入手できます
(ホームページ <http://www.fmokuren.jp/>)

福島県県木連 検索

補助金交付申請

申請書類は福島県木材協同組合連合会(下記)に提出してください。

【申請に必要な書類】

補助金交付申請書(様式1)

—添付書類—

- (1)申請者の確認書類(運転免許証、住民票等)の写し(使用場所がこれらに記載されている所在地と異なる場合には、申請者が使用場所を所有していることがわかる書類(登記事項証明書)の写しを追加添付すること)
- (2)領収書の写し
- (3)領収書の内訳金額がわかる明細書
- (4)ストーブが設置されていることがわかる写真
- (5)カタログ等の写し(薪ストーブの場合は二次燃焼機能が確認できること)
- (6)口座振込申出書(参考様式1)

ストーブの購入・設置 (令和3年4月1日以降)

「補助金交付申請書(様式1)」(添付書類含む)の提出(県木連へ)

申請種類の審査(必要に応じて現地確認)

交付決定通知

補助金交付 (5万円/台)

「利用アンケートの協力(回答)」

ストーブの愛用と関係書類の保存をお願いします

注意事項

- ・補助金の交付は、受理された日付毎の先着順で決定します。
- ・申請は郵送でも受け付けますが、郵便の到着後、書類確認(必要に応じて現地確認)の上受理となります。
募集期間前に提出された申請・受け付け終了日以降に到着した申請は無効となりますのでご注意ください。
- ・補助金は1名(1事業者)につき1台限りです。
- ・補助金の申請をしても、購入設置費用の支払いが済んでいない場合は、補助金の交付対象となりません。
- ・県で定めた規程に従わなかった場合などは、補助金の交付を取り消したり返還を命じることがあります。
- ・詳細につきましてはホームページ(ダウンロード可)をご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。
(ホームページ <http://www.fmokuren.jp/>)

福島県県木連 検索

交付手続きの窓口・問合せ先

福島県木材協同組合連合会
電話024-523-3307

〒960-8043

福島市中町5番18号 林業会館2F

FAX 024-521-1308

E-mail info@fmokuren.jp

・・・この事業は福島県森林環境基金を活用して実施しています・・・